

歯科診療情報の標準化に 関する検討会(第8回)

～歯科情報の保存について～

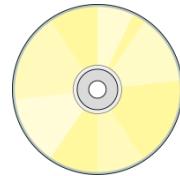
一般社団法人 新潟県歯科医師会

日時：平成28年3月23日(水)15:30

場所：厚生労働省 専用第21会議室

歯科情報の保存①（医院内での保存）

歯科医院内



メリット

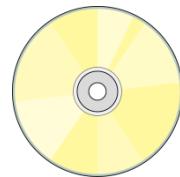
- ◆ 現状の環境を大きく変更する必要が無い
- ◆ コストがかからず、取り組みが比較的容易
- ◆ 保管場所はコンパクトに收まり、また保管方法も容易
- ◆ 医院内で身元検索が容易に可能

デメリット

- ◆ 定期的にデータの更新が必要
- ◆ 保存媒体がコンパクトな反面、媒体の紛失や持ち出し(情報漏洩)の可能性が危惧される
- ◆ 大規模災害時にはデータ消失の可能性あり(災害等への脆弱性)

歯科情報の保存②（医院外での保存）

歯科医院外



メリット

①媒体による保存

- ◆ インフラ設備が不要であり、災害時もデータの保全が可能となる

②データによる保存(クラウド等)

- ◆ 大規模災害時もデータが保全
- ◆ 大規模災害時にデータ収集が容易
- ◆ 平時においても、保存されたデータの利活用が可能(医療ICT)

デメリット

データ管理の責任主体は？

①媒体による保存

- ◆ 保存のための物理的スペースが必要
- ◆ データの更新作業が必要(旧データの廃棄も含む)
- ◆ 利用時にデータの復旧が必要

②データによる保存(クラウド等)

- ◆ 保存設備の利用経費
- ◆ 専用回線等のインフラ設備が必要

検討課題①（歯科データの保存）

- 医院の廃業による歯科情報の消失
- システムの故障やレセコンの入れ替えによる歯科情報の消失
- 世代交代による歯科情報の消失
- カルテやレセコンデータの法定保存年数
- データバックアップの方法（医院内・外）
- 医院外保存の際のデータ管理責任主体
- 院長が死亡、行方不明等の場合のデータ管理責任主体

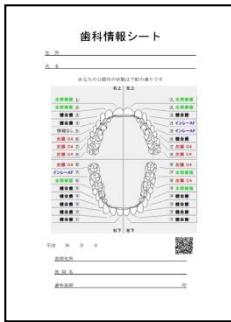
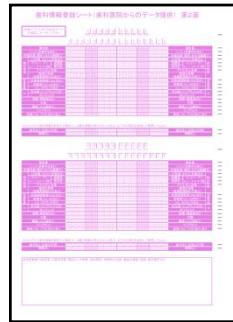
検討課題②（標準化に向けて）

- 既存の歯科情報(紙媒体、電子データ)標準化
- 歯科医療機関以外に存在する歯科情報の標準化(学校歯科健診や事業所歯科健診等)
- 標準化された歯科情報の共有(地域・医療連携、医療ICT化)
- 行方不明者、認知症による徘徊者等への対応
- 死後の歯科情報への対応
- 海外の歯科データとの互換(ISO/TC106、インターポールDVI等)
- 歯科医師ならびに国民の理解
- これらを踏まえて標準化情報をいかに活用するか

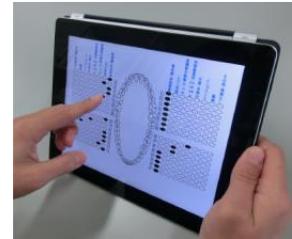
標準化の推進に向けて法的配慮が必要な事項

- 個人情報保護法
- 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
- 医療・介護関係事業等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
- その他

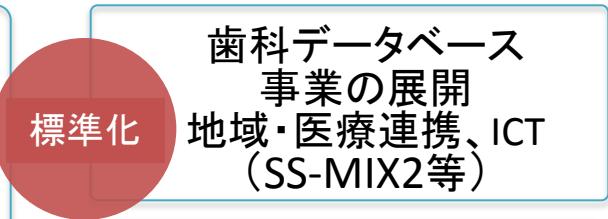
標準化によって可能になるもの



デジタル歯科情報の
お預かり・お渡し



災害・事故等緊急時
情報提供の迅速化



社会的共通資本としての歯科情報

- 歯科医院に存在する歯科情報の保全(いかにしてデータの消失を防ぐか)について、これまで対策が講じられてこなかった。
- 災害以外にも、情報システムの故障、法定保存年限の経過、医院の廃業などにより貴重な歯科情報は容易に消失する。
- 歯科情報は、「社会的共通資本」として利用するために歯科情報の標準化は急務といえる。